

第30回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成29年7月3日（月）午後1時15分～午後3時

第2 場所

福島地方裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

秋山敬（委員長），岩渕敬，金澤秀樹，鞍田炎，倉持俊宏，小針藤助，宍戸宏行，鈴木二三子，円谷泰之，福島哲仁（五十音順，敬称略）

2 説明者

中協民事首席書記官，富田刑事首席書記官，新岡事務局長，細井事務局次長，渡邊会計課長，矢花会計課専門官

3 係員

阿部総務課長，山口総務課広報係長

第4 開会等

委員長挨拶，新任委員の紹介

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

1 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

- 福島地裁のホームページには「調達関連情報」があり，物品，役務，建設工事等の入札情報などの，いわゆる「官公需」情報が公開されている。そこで，今回，官公需施策の理解と中小企業組合等への発注拡大についてお話したい。国の官公需施策は，中小企業基本法及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づいて実施されており，経済の活力の維持及び強化に重要な役割を有する中小企業者の経営基盤を強化するため，国等の調達において

中小企業の受注機会の増大を図ることとしている。国は、毎年度、「中小企業者に対する国等の契約の基本方針」を作成し、公表している。基本方針では、中小企業・小規模事業者向けの契約目標、中小企業者の受注機会の増大のための措置等を規定している。最高裁判所の平成28年度契約の方針では、中小企業・小規模事業者向け契約目標は、官公需予算総額における比率が44.3%となるよう努めるとしている。福島県内には、中小企業組合が723組合を数え、そのうち官公需適格組合を取得している組合は18組合ある。官公需施策の一層の御理解と官公需適格組合等への発注拡大をお願いしたい。

- 福島地裁においても、最高裁が策定している「裁判所の中小企業者に関する契約の方針」に従った取組をしている。
- 検察庁も、裁判所と同様、調達情報をホームページに掲載している。最終的には入札が多いものと思われるが、細かな点は承知していない。

2 裁判所の施設について

- 福島地家裁の庁舎は、「利用しやすい裁判所の実現」をコンセプトに、次のような工夫がされている。

まず、利用しやすい庁舎として、利用者がアクセスしやすいよう、利用者の多い簡裁及び地裁民事のうち破産・執行関係室を1階に配置し、利用頻度の高い法廷を2階に配置するなどしている。また、利用者の利便性向上のため、地裁民事部・刑事部関係室及び裁判員候補者待合室を3階に、家裁の事件関係室を4階にと、関連部署を集約している。家裁利用者は、特にプライバシーに配慮する必要があるため、家裁の裁判部門を上層階である4階に配置し、他の部署の利用者とは区別されたエリアで手続案内等を行えるようにしている。

次に、利用者に優しい庁舎として、玄関及び庁舎内は全面バリアフリーとし、車いす対応駐車場及び車いす利用者対応エレベーターを設置している。南玄関から受付カウンターまでなどには点字ブロックが敷設されている。各階に多目的トイレ、4階家裁フロアにはベビーベッド、授乳室を配置している。貸出用

の車いす・ベビーカーを置いているほか、男女トイレにはベビーキープ、男性用トイレには低リップタイプの小便器を設置している。

最近の工夫・改善例としては、この建物が一見して裁判所であることが分かるよう、庁舎南門及び東門付近に「裁判所」という案内表示を新設した。また、1階受付フロアにおける逆引き案内表示及び利用者の多いフロアにおけるトイレ等案内表示の新設を検討しているところである。

(庁舎の各施設を見学した。)

- 調停をやっていると、トイレの位置をよく聞かれる。初めて来る方には分かりづらいようだ。トイレの表示そのものをもっと大きく見やすくした方がよいのではないか。
- 男子トイレにもベビーキープが設置されているのは良いと思う。
- 正面玄関側には駐車場も駐車場入り口の表示もなく、東側に行かなければ分からないのが分かりづらいように思う。
- 正面には駐車スペースはないが、正面の東側角に「P」という看板を設置し、東西どちらからでも駐車場入り口が分かるようにしている。
- 枝垂れ桜は何とか残してほしい。
- 以前、地方裁判所の建物があったところに今も桜があるが、この土地は財務省に返還しており、桜を含め、今後どうなるかは分からない。
- 庁舎内は非常に明るい感じで、働いている姿が見えるのも良いと思う。裁判所がそういう雰囲気でのよいのか、もっと厳粛な方がよいのかはよく分からないが、入りやすいと思う。駐車場については、私の車のナビでは、なぜか裏を通らせて正面に回り込むように案内されるが、正面の西側には駐車場の表示がなくて不安になる。
- 確かに、正面の西側には表示がない。この場所に看板を設置すると、正面に入ってしまう恐れがあるので、東側の角に設置している。
- 待合室が奥の方に配置されているのは何か理由があるのか。隔離されるよう

な感じを受ける。

- 一般的に、反対当事者と同じ部屋で待つていただくことはできないので、申立人待合室と相手方待合室はなるべく離れた場所に配置するという場所的な制約がある。当庁でも、そのような視点で部屋の割り振りをしたと思われる。
- 多目的トイレや授乳室など、すべてにおいて素晴らしいと思う。
- 裁判所には当事者としても来たことがあるが、当事者として裁判所に来ると不安な気持ちになるので、この建物は明るく非常に良いと思う。セキュリティはどのようになっているのか、また、施設はハード面だけでは不十分で、ソフト面が大事だと思うが、人的対応はどのようになっているのか伺いたい。例えば、市役所では、コンシェルジュ的な人が配置されているが、そのような対応はしているのか。
- 来庁者が集中的にいらっしゃる時間帯に守衛を置き、対応している。そうでない時間については、迷われる方も見受けられるので、その場合は、1階の事務室から職員が出てきて対応している。
- セキュリティについて説明する。最終的には裁判体の判断であるが、先日の仙台地裁の事例を受けて、身体が拘束されていない被告人は、書記官室での所持品検査を行っている。また、民事刑事問わず、不審な動きをする可能性があるような事案については、適宜警備態勢を取っている。
- 不特定多数の人を対象にした警備はしていないのか。
- そういった警備態勢を取る場合もある。
- 来庁者に不安を与えないよう、さらに工夫していきたい。
- 民事部でも、迷われている当事者の方にはお声がけをするよう努めている。設備が整っても、職員が対応できなければ不十分なので、例えば、障害を理由に手続ができないなどということがないよう、民事部内でも意見交換に努めている。
- 駐車場は分かりにくい。依頼者の方に来てもらうときも、建物の裏側にある

ことを説明するようにしている。駐車場の入り口にバーがあるが、どうしたらよいか分からないという声をよく聞く。進んでよいのか、お金でも入れるのかと迷うようだ。また、玄関から庁舎に入った右側に案内板があるが、おそらく誰も見ていないと思う。私も、今日見て、ああ、あったのかと思ったくらいである。工夫していただければありがたい。さらには、家裁の待合室は、少し狭いのではないかと思う。以前の建物のときはもっと広い部屋だったが、今は、特に代理人弁護士が付いた事件が重なると、ぎゅうぎゅう詰めになっていることがある。常々何とかならないものかと思っていた。

● 家裁に伝えたい。

第6 次回（第31回）開催について

次のとおり了承された。

1 日時

平成30年2月9日（金）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所5階第1会議室

3 テーマ

- (1) 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について
- (2) 民事調停手続について

以 上